

入札等に関する有識者会議（令和6年度 第2回）議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

小池委員より、令和5年12月から令和6年6月までの制限付一般競争入札による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

■各案件の抽出理由

(No.1) 市道幹I-12号線舗装補修工事（ゼロ市債）

応札者が23者と非常に多かった理由・背景等を確認したく、案件として抽出した。

(No.2) 斎場火葬炉改修工事

県外業者の落札に至った理由・背景等を確認したく、案件として抽出した。

(No.3) 文化センター二酸化炭素消火設備改修工事

再公告案件となった理由・背景等を確認したく、案件として抽出した。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 市道幹I-12号線舗装補修工事（ゼロ市債）の工事内容について、担当課（道路課）より説明。資料4ページを用いて、本件入札及び契約の概要について事務局より説明を行った。

○小池委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

本件工事は、ゼロ市債を活用した工事である旨を説明。併せて、「債務負担行為を活用した工事の平準化の取組」について説明を行った。

年度末から年度初めにかけて発注を行うゼロ市債工事については、4月～6月は建設工事において一般に端境期にあたり、建設業者としても春先から受注を進めていきたいという意向が反映されることで、応札者が非常に多く、一般に競争性が高い傾向にあることを説明。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・資料では、ゼロ市債という言葉が用いられているが、これは会津若松市の固有の呼び方か。一般的な呼称か。	・県などではゼロ県債という呼称が用いられており、一般的な呼称である。
・この案件の工期は。	・令和6年2月16日から7月1日が契約工期である。
・当該年度にゼロ市債を設定して、その翌年度に着工する、ということか。	・当該年度内に契約を締結し、当該年度内に着工するが、歳出予算の関係上支払いは契約（着工）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月～3月に契約をして、着工が必ず4月以降になるものなのか。 ・ 2月に契約した場合、3月末時点の決算書では未払い金や建設仮勘定といった項目は出てこないということか。 ・ 自治体会計は現金主義で単式簿記。企業会計は発生主義で複式簿記。会計上の取り扱いが異なっている。 ・ 資料5ページの入札結果について確認したい。「失格」というのは、最低制限価格による失格と理解してよいか。「無効」の具体的な理由は。 ・ 電子入札について確認したい。これは、パソコン上で入力して入札するというイメージでよいか。また、電子入札以外の方法による入札（郵送・持参 等）は、会津若松市では行っていないのか。 ・ 総合評価方式ではどのようになるのか。 ・ 総合評価方式の添付資料は、市役所に持参させるのか。 ・ 持参させた方が、応札者の手間がかからないような印象も受けるが。 	<p>の翌年度以降となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の着手については2月から着手した。支払いは4月以降となる。 ・ 決算上は出てこない。あくまでも次年度（令和6年度）での決算という形になる。 ・ 「失格」は最低制限価格以下の入札価格によるもの。「無効」とは、入札書記載の金額と、価格内訳書の合計欄の額の不一致によるもの。応札者の転記誤りと思われる。 ・ 電子入札は、応札者のパソコンから入札していただく方式。また、電子入札以外の方法については、本市では天災・地変などパソコンを使えない状況に至った場合には、紙面による入札も認めているところであるが、それ以外の状況では電子入札による応札をお願いしている。 ・ 総合評価方式では、添付資料は郵送によるが、金額の応札は電子入札による。 ・ 総合評価方式では、郵送に限定している。 ・ 五月雨式に重要書類が到着することによる紛失のリスクや、職員が重要書類をいたずらに手元に保管することのリスクなどを考慮し、郵送方法は会津若松郵便局留による郵送を指定してき
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市では、発注見通しをどのように公開しているのか。 ・「電子入札」は、どこの自治体も同じシステムを使用しているのか。 ・資料4 ページ中段の④の入札参加資格の技術者配置要件について確認したい。現場代理人の常駐義務の緩和要件とはどのようなものか。 ・最低制限価格は事後公表であり、予定価格は事前公表ということによいか。 ・予定価格がわかれば、おおよその最低制限価格を推測することもできると聞いたことがあるが、その点については。 	<p>たもの。近年に入り、郵便局留の到着期限日に会津若松郵便局に差し出した場合であっても、同局内で局留としての処理が完了するのが差し出し日の翌日となる事案が発生しているため、今後は配達日指定郵便による提出に切り替えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注見通しは、毎月1日にその時点で発注を見込んでいる工事について市ホームページに公表している。 ・電子入札システムの中核をなす「コアシステム」という部分は、国が設計している。このコアシステムを自治体が利用できるように、各社ベンダーがそれぞれシステムを組み、それを各自治体が利用している状況。 ・会津若松市では、現場代理人の常駐義務緩和制度があり、工事内容が同種工事であることや、市の発注工事であること、金額が4,000万円未満であることなど、一定の要件を満たした場合には現場代理人が工事2件から3件まで兼務（常駐義務を緩和）できることとしているもの。応札後の第一落札候補者に対する事後審査の中で、業者が配置を予定している現場代理人が、これらの要件に合致しているかどうか確認している。 ・そのとおり。 ・市では予定価格の他、設計図書も公表している。各業者は、工事費を積算するためにこれらの設計図書を参考としながら、各社が導入している積算システムによって工事費を積算しており、
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・本件工事の難易度は。 ・「現場代理人は正社員であること」を要件としているが、この「正社員」の定義は。正社員という言葉が法的には明確でないが。 ・正社員の定義を「雇用保険に加入していること」という点に求めているということか。 ・人によっては、社会保険に2カ所加入している場合もある。そういった場合でも、両方で正社員という取り扱いか。 	<p>このシステムによってある程度は最低制限価格近傍の額を算出することも可能と聞き及んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装表面を剥がす工法であり、特殊な機械を必要とするものではあるが、工事の内容としてはごく一般的なもの。 ・「恒常的に雇用関係があること」という点で、確認方法としては健康保険証を確認するなどして雇用状況を確認している。 ・恒常的な雇用関係として、会社名が入っている健康保険証の発行日等により確認している。 ・正社員という表記について、より妥当・適切な表記を検討したい。
---	---

○No.2 斎場火葬炉改修工事の工事内容について、担当課（公共施設管理課）より説明。資料10ページを用いて、本件入札及び契約の概要について事務局より説明を行った。

○小池委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

火葬炉の改修工事は、工事内容に特殊な形状の耐火レンガの部分的な取替等を含むため、火葬炉の構造・機能等を熟知している専門業者による施工が必要である。県内には本社・本店を置く専門業者が無いため、入札における地域要件をあらかじめ県外まで拡大して設定している。なお、本市に入札参加資格登録のある火葬炉改修専門業者は6社あるが、いずれも県外の業者である。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉改修の技術を有する企業はそれほど多くは無い。本件工事の応札状況を見ると、抽出案件No.1の工事と比較して各業者の応札額に開きがある。このような応札額の差についての認識は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外から職人が来る工事になるため、人件費等の要素で応札額に開きが生じるのではないかと推測している。 これは令和6年度の発注であるが、令和4年度にあった案件の落札率は92.9%。3年度は92.8%と、平均的な応札の値と捉えている。

<ul style="list-style-type: none"> ・本件は改修工事だが、火葬炉建設時の設置業者は。 ・自社製の火葬炉の方が、やはりメンテナンス等のノウハウはあると思われる。火葬炉を作っているのは、国内では2社程度と記憶しているが如何か。 ・他社製の火葬炉でも改修はできるのか。 ・火葬炉改修工事は、毎年度発注するのか。 ・それほどの頻度で発注する必要があるのか。 ・県外業者による応札が前提とあるが、最低制限価格あるいは予定価格の設定において、旅費、交通費はどのように見込まれているのか。また、仮に旅費・交通費が予定価格に見込まれていたとして、基準とした地域よりも遠隔地の業者が落札した場合はどのように対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年の建設であり、設置業者は株式会社宮本工業所である。 ・株式会社宮本工業所、新潟の富士建設工業株式会社、福岡の太陽築炉工業株式会社等が業界的には大手と言われている。このほか、本市には新潟の施設工業株式会社、山村築炉工業株式会社、株式会社コモンテックス等が入札参加資格登録している状況。 ・過年度には、宮本工業所以外の業者が落札・施工した例がある。 ・毎年度発注している。 ・油分が付着して、それが高温で熱せられることによる耐火レンガの劣化が顕著であるため、毎年度の発注を要する。 ・積算基準は、仙台を基準としており、仙台からの交通費等を計上している。仙台よりも遠隔地の業者が落札した場合であっても、変更等はしていない。実績はないが、仙台よりも近い業者による落札の場合は、変更の可能性はある。
--	--

○No.3 文化センター二酸化炭素消火設備改修工事の工事内容について、担当課（公共施設管理課）より説明。資料17ページを用いて、本件入札及び契約の概要について事務局より説明を行った

○小池委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

本工事は、令和5年12月4日公告、12月13日に開札を予定したが、応札者がなく中止となった。このため、地域要件を「市内業者」から「市内業者」「準市内業者」及び「県内業者」に拡大し、予定価格を見直した上で令和5年12月18日に再公告したもの。再公告後の令和7年1月5日の開札では2者から応札があり、市内業者の株式会社守電気店が落札した経過にある。

本工事は、火災警報設備、消火設備等の設置・改修を行う「消防施設工事」であって、消防法に基づき消防機関の検査を受ける必要があり、一般的な設備工事より手間がかかる面がある。また、

工事の規模も小さいため、利益が出にくいこと等も相まって1回目の入札では応札がなかったものと推察している。2回目の入札で、2者から応札のあった要因については、2回目の応札で地域要件を市外業者に広げる場合、通常のインターネットでの公告に加え、応札可能な入札参加登録事業者にFAXで公告について案内を行っている。その周知により応札があったものと推察している。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回目の入札で応札のあった業者は、2者とも市内業者か。 ・ 「制限付一般競争入札」とあるが、「制限」の無い一般競争入札はあるのか。また、随意契約は全て予定価格を基準として適用しているのか。 ・ 金額によって随意契約の適用を区切ることはないのか。 ・ その業者しか施工できない内容であれば、予定価格の制限無く随意契約の適用となるという理解で良いか。 ・ 県外業者の方というのは、どうやって会津若松市の入札・公告情報を取得するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおり。 ・ 法律上の用語としては「一般競争入札」とされているが、これに地域要件や事業者の資格要件などを定めて行うものが「制限付一般競争入札」である。また、随意契約については、この会議でも何度かご審議いただいた経過があるが、特定の業者で無いと施工できない特殊性を帯びた工事などについては、予定価格以外の要件でも随意契約を適用している。 ・ 予定価格 50 万円以下であって小額工事に該当するものは、一者随意契約により発注している。 ・ その通り。例としてエレベーターの改修工事などがあるが、その場合は安全性の観点からエレベーターの設置業者に発注することとなる。参考まで、本日の資料 31 ページに 12/1～6/30 までに契約した随意契約の一覧表がある。この表のうち 1 件目は 5 号随契で緊急性により入札の暇がないもの、2 件目、3 件目は 2 号随契として、その業者しか施工できないもの。このようなものが随意契約の例として挙げられる。 ・ 工事発注に係る公告は毎週月曜日に定例的に行っているという点で、市内業者、準市内業者はルーティン的に市ホームページの公告情報を閲覧している。地域要件に県内・県外の業者を含

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・資料 25 ページ 入札不調の状況について、資料 27 ページ以降に記載の工事一覧と、この 25 ページの入札不調の件数というのはどのように対照するのか。 ・前回の会議で配布された一覧表を計上すると、資料 22 ページからの総括表になるイメージか。 ・資料 25 ページ下段の、くじ引きの案件はどの工事か。 ・一覧表の方に、不調であった工事やくじ引きであった工事などを表示していただくとよい。資料 27 ページ以下の表の中で、25 ページの不調工事はどれに該当するのか。 ・目的に応じてリストアップされるのでやむを得ない点はあるが、備考欄に「再公告」、「無効」等の情報を掲載してほしい。 ・資料 30 ページのNo.72 で「消防設備」とあるが、これは今日の案件と理解してよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 27 ページ以下は、令和 5 年 12 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に契約締結したものを記載している。資料 25 ページの入札不調の状況は、令和 6 年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に入札不調となったものを掲載している。 資料 25 ページで不調として計上されている工事は、再公告の結果 7 月に契約締結に至っているため、次回会議の際にお示しする工事一覧表に掲載されることとなる。 ・今回配布した資料 27 ページ以下の表は、令和 5 年 12 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に契約締結した工事であり、この中には資料 22 ページからの総括表の対象とした令和 6 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの工事が含まれている。 ・資料 29 ページのNo.48 の工事がくじ引きに該当する。 ・資料 27 ページの表は、契約締結に至った工事を記載したもの。25 ページで不調となったのは 6 月の段階であり、その時点では契約締結に至っていないため、27 ページの表には掲載されていない。不調から再公告を経て 7 月に契約締結に至っているため、次回の有識者会議の一覧表に掲載されることとなる。 ・表の記載について改善させていただく。 ・そのとおり。

【令和5年度入札結果の状況について】

資料6を用いて、令和5年度の入札結果の状況について報告を行った。

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none">資料34ページの(4)最低制限価格付近への応札が集中した案件について確認したい。令和4年度より令和5年度の方が、集中の度合いが低下しているが、その理由は。資料37ページの表の説明の中で、会津若松市は随意契約では予定価格を事後公表しているため、国交省調査の累計では会津若松市は「事前公表と事後公表の併用」に区分されるとのことだが、その点について再度確認したい。資料37ページの表の「全案件事前公表」という自治体は、随意契約の場合も事前に予定価格を公表しているということか。会津若松市では、随意契約の場合は予定価格を示さずにどのように契約するのか。	<ul style="list-style-type: none">あくまで推測に過ぎないが、令和4年度に最低制限価格の算出基礎額の率が0.55から0.68に引き上がった。そのことによって、最低制限価格以下のラインに取り込まれてしまう入札が増えたのでは無いか、と推測している。一方、令和5年度は算出基礎額の率の改定が無く同一水準であったため、率の変動の影響を受ける入札が少なかったのでは無いかと推測している。この資料は、国交省による予定価格の公表時期に関するものである。会津若松市は制限付一般競争入札では予定価格を事前公表しているが、随意契約では予定価格を事後公表しているため、同省による調査の区分上は、本市は「事前公表・事後公表の併用」に分類されるというものの。国交省によるこの統計の区分では、そのように解される。相手方から見積もりを徴して、その額が予定価格以内であれば契約締結する。

【その他】

- 追加配布資料を用いて、令和7年度以降の有識者会議の進め方について事務局より説明を行った。
- 令和7年度以降は、年度内に2回会議を開催することとした。
(次回の案件抽出担当)
- 次回の抽出担当は、児玉委員とした。